

平成30年度得きっずカード申請開始！

しんとつかわポイントカード会加盟店と連携し、子育て世帯の生活を応援するため、満点で5,000円分の買い物などができる「得きっずカード」を配布しています。得きっずカードを申請される方は、印鑑を持参してゆめりあまでお越しください。



対象世帯

高校生まで（18歳以下の養育している子どもを含む）の子どもや妊婦がいる世帯のうち、町税などの滞納がない世帯

配布枚数



有効期限 平成31年3月31日(日)

利用方法

しんとつかわポイントカード会加盟店で買い物した時に得きっずカードを提示してください。108円の買い物につき1Pがつき、500Pで満点となります。

満点特典

- 次の3つから1つが選べます。
- ①ポイントカード会加盟店で5,000円分の買い物
 - ②商工会で5,000円分のふれあい商品券（500円券×10枚）と交換
 - ③カード会主催のイベントに参加し、残りの4,500円分をカード会加盟店で買い物か商工会で4,500円分のふれあい商品券（500円券×9枚）と交換
- ※特典を受ける場合は、「どさんこ・子育て特典制度認証カード」または「子ども世帯認定パスポート」を提示してください。

その他

- 有効期限までに満点にならなかった得きっずカードのポイントは次年度の得きっずカード（末子が高校を卒業する場合などはとくとつがカード）に移行することができますので、ゆめりあまでご持参ください。
- 図書館の行事や子育て支援センターの行事などに参加すると30または50Pが付きます。
- 「どさんこ・子育て特典制度認証カード」は北海道の事業であり、町外の協賛店でもカードの掲示で特典が受けられます。詳しくは北海道のホームページでご確認ください。



■問合せ：保健福祉課子ども・高齢者グループ ☎72-2000

不妊治療費の助成について

不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療にかかる費用の助成をしています。詳しい内容については、保健福祉課にお問い合わせください。

	一般不妊治療	特定不妊治療
対象となる治療	次の治療で、医師が不妊治療と認めたもの （医療機関が発行する証明書が必要です） ○保険適用の不妊治療・検査（タイミング法、ホルモン療法、その他の検査および治療） ○人工授精 ※証明書の取得に必要な文書料も助成の対象となります	①北海道の特定不妊治療費助成の決定を受けた特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ②男性不妊治療（精子採取に関する手術療法） ※①の一環として行う治療のみ対象です
助成額	1月～12月の1年間の自己負担額の合計（上限20万円）	北海道からの助成額を除いた1回の自己負担額（上限10万円）
助成回数の限度	43歳に達するまで6回 （1回＝1～12月の1カ年）	・治療開始日の妻の年齢が40歳未満→43歳に達するまで6回 ・治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満→43歳に達するまで3回
申請期限	平成31年3月29日(金)	
助成対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・治療開始日に法律上の婚姻している夫婦であること ・夫婦のいずれかが新十津川町に1年以上居住していること ・前年の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること ・医療保険に加入していること ・町税や公共の使用料を滞納していないこと ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること 	

特定不妊治療費の助成を受けるには、北海道の助成決定を受けていることが必要です。

【北海道特定不妊治療費助成事業】

対象となる治療	体外受精および顕微授精ならびにそれらの一環として行う男性不妊治療
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・採卵を伴う治療 1回につき15万円（初回30万円）を上限 ・過去に凍結した胚を用いる治療 1回につき7万5000円を上限 ・男性不妊治療 1回につき15万円を上限
助成対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・治療開始日に法律上の婚姻をしていること ・夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること ・夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること ・知事が指定した医療機関で治療したこと

※手続きなど詳しい内容については、滝川保健所（☎24-6201）へお問合せください。

■問合せ：保健福祉課健康推進グループ ☎72-2000